

支部ニュース

2018年4月 No.533

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6

メゾン文京関口Ⅱ202号

TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87399

メールアドレス dantokyo@dream.com

●迷惑防止条例改正反対の取り組みのご報告 支部次長退任あいさつに代えて.....船尾 遼	1
※東京都迷惑防止条例改正案成立に断固として抗議し撤回を求める支部長声明.....	3
●3000万人署名のとりくみ	
※東京法律事務所3000万署名への取り組み&活動報告.....富田柊子	4
※3000万署名で対話運動を！学習運動を！三多摩市民アクションが経験交流会.....	5
※3000万人署名達成めざし学習・経験交流会にご参加ください.....	6
●理化学研究所による無期転換逃れの雇止め	
～雇止めを撤回した理研、どうしても雇止めがしたい理研～.....平井康太	7
●「ニュース女子」沖縄基地番組での人権侵害を認めるBPO人権委員会の決定～.....金 竜介	8
●「はじめまして～新入団員自己紹介～」 ネット右翼予備軍から自由法曹団員へ.....高橋 寛	9
●3・28 自由法曹団東京支部街頭宣伝.....	10
●新任のご挨拶.....	
.....幹事長 野沢 裕昭	10
.....事務局次長 大住広太	11
.....事務局氏長 齊藤 彰	11
●3月幹事会議事録.....	12

迷惑防止条例改正反対の取り組みのご報告

支部次長退任あいさつに代えて

城北法律事務所 船尾 遼

1 迷惑防止条例改正案の問題点について

東京支部次長を2月末で退任しました。もともと、憲法や沖縄問題の他に都政も昨年担当していたため、都議会に提案される条例案についても諸先輩方と目を通していたのですが、第1回定例会で迷惑防止条例のつきまとい規制が提案されることに気が付きました。諸先輩方に聞けば、つきまとい規制は2002年当時一度廃案になった問題のある条例案。2003年に要件がある程度厳格化されて再提案されて成立しているが、まだ問題点のある条例とのこと。

あらたに規制される行為態様次第では、かなり大きな問題をはらみそうだと思い条例案を検討開始しました。すると、警視庁の説明するストーカー規制法をそのまま引き写したような、SNSの発達によりいつでもどこでもつきまとい行為が行われること、重大事案に発展する恐れがあること、という立法事実の記載を発見。

そのために、悪意の感情で反復して「名誉を害する事項を告げ、またはその知り得る状態に置くこと」を規制する？しかも告訴もなく？具体例は何だろうと考えると、「Twitterで『馬鹿！アホ！』などとしつこく送ると警察が告訴もなく勝手に逮捕して処罰をしてくれる」……そんな馬鹿な、脅迫罪が成立する場合でもめったに動かない警察がこんなことの為に処罰などするはずがない。どう考えてもありえない。濫用しないと警視庁にとって意味がない条文だなと確信を得ました。

この迷惑防止条例改正案、どうやら名誉毀損よりもはるかに規制対象が広く、社会的名誉を害さなくても、「ムツとする」レベル、その「ムツとする」か否かを判断するのは警察です。濫用すれば、今盛り上がっている国会前での街頭宣伝にも適用できうるものです。久保木太一団員は、先日国会前でマイクを握り、安倍首相に対して「嘘つき！」と連呼していました。ああ、これは久保木君逮捕されるなど、すごく都合よく使える条文構造だなと確信を得ました。

そこで、団支部総会決議で迷惑防止条例改正に反対する決議をあげたことが、この取り組みの始まりです。

2 急速に広まる運動

この支部総会決議をみてすぐさま行動に移ったのが、国民救援会東京都本部の事務局長山崎さんです。民主団体と労働組合に声をかけるので学習会を開きましょうとお声がけをいただきましたが、お声がけから1週間ありませんでした。元々つくるつもりでしたが、慌てて意見書を起案して新執行部のみなさんに諮ってもらい、意見書案のまま学習会に臨みました。東京地評の方にも電話で連絡をいれていただいていたようにお声がけをして当日、野澤幹事長も駆けつけていただく中、とにかく問題点を1時間話しました。

学習会にいらしていただいた方々は、やはり普段から運動面で最前線に立っているだけあって、改正案の問題点を速やかに理解していただけて、すぐに都議会、共産党の都議団とも連絡をとって

どのようなスケジュールなのか、反対運動を組もうという話になりました。

さっそく、あちこちに連絡をとり、意見書を送り付ける毎日。メーリングリストや Twitter、Facebook、ついには LINE でもしつこく問題点を指摘しつづけました。運動の具体的な設定や連絡は国民救援会のみなさんが担ってくれました。会場を自分でとらないでいい運動は、普段裏方に徹する私の場合珍しく、また非常にありがたく内容分析に時間を割くことができました。

そして、共産党の都議団と懇談をし、問題点を改めて共有した後、議員要請や記者会見を開きました。記者会見には、小部支部長、野澤幹事長が出席して大きく取り上げられました。また、しつこく意見書を送ったのが理由かどうかわかりませんが、各新聞社、具体的には、しんぶん赤旗・日刊ゲンダイなどにコメントが取り上げられてもらえるようになりました。意見書も第2弾を起案してまたしつこく広めました。

あとは、私も驚くほど運動がひろがり、救援会の山崎さんとつくった要請文が最終的には各会派に 8000 部ほど FAX されたり、宇都宮弁護士が反対声明をだして運動を開始したり、都庁に多くの方が詰めかけたりと、非常に大きな運動になっていきました。

3 得られた成果と今後の課題

もともと、都議会の警察消防委員会では共産党以外質問をする予定はなかったのですが、度重なる都民からの FAX や報道が後押ししたか、急遽警察消防委員会に議員を出すことができる全会派が質問することになりました。警察消防委員会後に大山都議は、自分の議員経験でもここまで大きな運動になったことは経験がないと驚いていました。

警察消防委員会では、警視庁幹部は、正当な理由のある市民運動、労働運動、取材活動には適用しないと改めて答弁しました。普段の倍の傍聴席が設けられ、マスコミのカメラが入った委員会室で、警視庁幹部は何度も立法事実について、統計がないと述べ、いったいなんのためにこの条例がつけられるのか、都民の皆さんに広く知らせられたと思います。しかし、結局委員会で反対したのは共産党だけでした。速やかに、怒りと共に反対の支部長声明をあげました。

その後も大きく反対運動は広がり、突如テレビにでるなどの醜態をさらしながらも、都民に広くこの条例の危険性をしらせることはできました。あすわかメンバーもこの条例の問題点に気が付き、ネットで署名を集めて地方からわざわざ都庁に届けるなどの精力的な活動をしてくれました。

3月26日には、都議会内で「迷惑防止条例改定案について都議とともに考える集い」を開き、再度会派回りをしました。会派回りですが、会派によっては、熱心に質問をして、反対の意思を固めてくれた会派もあります。

3月29日、条例は成立してしまいましたが、日本共産党だけではなく、生活者ネットワーク、維新、立憲民主党は反対をしました。野党共闘をうる会派が反対に回ったことは大きな成果

です。次回の都議選では、決してこのような民意を無視した採決をおこなった会派が幅を利かせないように、都民に対して呼び掛けて広め、たたかっていくことが必要だと思います。



また、警視庁や、自民・公明党も、うかつに今後治安立法を都条例に提案しがたい環境をつくれたと思います。今後は、委縮せずに、警視庁からとった言質を盾に、いままでどおり表現活動しながら、濫用的な使われ方をされないよう監視すること、全国に波及しないように注意を呼び掛けること（いくつかの県では実はすでに成立しています）が肝要だと思います。

4 おわりに

ひととおりの取り組みについて記載したので、退任あいさつに戻ります。

自由法曹団東京支部は、上に書いたように、次長の裁量でさまざまな取り組みを許してくれますし、これに対して的確に指導や助言をしながら一緒に最前線でたたかってくれる度量の大きな執行部によって支えられています。また、個人でやる運動や事務所での運動ではなかなか広まらないような問題提起も、諸先輩方の運動の成果と、確たる信用の積み重ねがある、自由法曹団東京支部という老舗からなら一気に広がる素地があります。

この2年間、次長として憲法を始めいろいろと担当しましたが、さまざまな取り組みを行うことができました。お世話になった旧執行部のみなさまに感謝しつつ、迷惑防止条例改正反対では大きな力となり共に取り組んでくださった新執行部のみなさまに安心して団支部の運営をお任せします。運動を支えてくださった諸団体のみなさまにも、この場をお借りして御礼申し上げます。

ところで、新執行部の次長の人数はわずか4名、さまざまな活動をするには若干名人数が足りません。一度取り組むととても魅力のある自由法曹団東京支部の次長になるか迷っている若手団員は、支部幹事会に顔を出して「〇〇の問題に興味があるので次長になりたい！」と叫んでください。明日からあなたは次長になれます。

東京都迷惑防止条例改正案成立に断固として抗議し撤回を求める支部長声明

1 2018年3月29日東京都第一回定例会本会議において、東京都迷惑防止条例改正案が賛成多数により可決され成立した。自由法曹団東京支部は、満身の怒りを込めて改正案の成立に抗議をする。

2 東京都迷惑防止条例のつきまとい規制は、悪意の感情という曖昧な人の内心に踏み込む点で従来から自白強要の恐れや、濫用される恐れがある等大きな問題があった。

加えて、今回の改正案は、監視していると告げることや、名誉を害する事項を告げることなどの新たな行為態様を規制するものである。特に名誉を害する事項を告げるとは、刑法上の名誉毀損よりも広く処罰を可能にする点が、捜査機関による濫用の恐れをさらに助長するものであって、極めて大きな問題をはらんでいる。また、都民の表現活動を委縮させる点が憲法21条に反し、法律が処罰をしない趣旨である行為を処罰する点で、憲法94条に違反するものである。

3 極めて大きな問題をはらむ改正案の提案に際して、警視庁はこのような条例を制定すべき立法事実の根拠となる統計を説明できなかった。民主主義国家では、法令を制定するに際して立法事実の根拠を示すことは当然のことである。したがって、立法事実の根拠を示せないまま条例案を提案することは、都民の代表である都議会を軽視するものであり、ひいては民主主義を軽視する暴挙である。

このような条例案は廃案しかないことは明白であるが、本会議で、都民ファースト、自由民主党、

公明党、かがやけ Tokyo、民進党は成立に賛成をした。明らかに民主主義への理解を欠く不誠実な態度であり、同時に、都民の表現の自由等を擁護する視点が欠如していると断ぜざるを得ない。

4 改正案に反対する都民の声は大きなうねりとなって都議会へ様々な形で届けられた。

改正案のような治安立法へと転用される恐れのある法令に対して、都民が大きな関心を抱いている証左である。

5 自由法曹団東京支部は、濫用の恐れがあり、憲法に違反し、都民の世論に反する改正案の成立に断固として抗議し廃止を求めるものである。

一方で、警察幹部は東京都議会警察消防委員会において、正当な理由のある市民運動、労働運動、取材活動に改正案を適用しないと答弁した。私たちは、広範な都民とともに、改正案が成立した後も委縮せずに自由な表現活動を継続し、濫用的な適用がなされないよう、監視をおこなっていく所存である。また、改正案と同様の趣旨の条例が全国に波及しないよう広く呼びかけ運動を継続していくことを決意する。

自由法曹団東京支部
支部長 小部 正治

安倍 9 条改憲 NO!! 3000 万人署名の取り組み

東京法律事務所3000万署名への取り組み&活動報告

東京法律事務所事務員 富田 柊子

3000 万署名達成に向けて、東京事務所では 8000 筆を目標としました。

まず、打合せ室にポスターを貼ったり、各テーブルに「署名を集めています」というポップを置いたりしました。署名とともに、9 条を未来にいかす取り組みを行おう、まずは私たち自身が楽しみながら長く続けられる活動をと、所内の憲法委員会が中心となり、以下のことが決まり、現在着々と進行しています。

① 東京法律事務所9条の会のキャラクターをつくる

パンダの「パン九郎 (ぱんくろう)」とコアラの「キュアラ (9+コアラ)」が生まれました。今後グッズを作成し、パン九郎は宣伝にも着ぐるみで登場します。

② 各宗教団体と「平和」でつながろう

2月に四谷界隈のお寺&神社訪問、3月末に教会前宣伝を行いました。断られることもありましたが、住職や牧師さんとのつながりをもてました。今後、一緒に活動できるよう、企画を開催していきたいです。

③ 新宿区在住在勤の弁護士による「署名推進アピール」を!

多くの弁護士に協力してもらい、運動を広げる観点からも、



東弁二弁の副会長歴任者が窓口になり、賛同者集めに奮闘しています。

④ 「平和がだいじ」ポスターを作成し、依頼者などの玄関等にはってもらう

軒先のポスターは、多くの人の目にふれること、また法律事務所のポスターは貼ってもらいやすいのではということから早めに作成する予定です。

⑤ 労働組合と連携していく

ナチスは政権獲得からわずか3ヶ月で労働運動を壊滅させました。ナチスが政権を獲得する以前、多くの労働者が団結して抵抗すべきだという意見をナショナルセンターに寄せていましたが、ナショナルセンターは積極的な抵抗を放棄しました。もし、あの時、全国の労働組合が団結して抵抗し、機敏な対応を取っていればナチスの進行も変わっていたであろうというのが、歴史家そして、現在85歳の上条貞夫弁護士の考えです。

労働組合組織率が過去最低を更新しています。そんな中、日本労働弁護団が作成した組合組織化レシピ本『職場を変える秘密のレシピ47』と「3000万署名」を持って、組合を訪問することを決めました。

⑥ ぱっと見て分かる「9条改憲No！」の事務所ニュースを作成する

ニュースは長文が多く、高齢者には読みづらいので（字が読みづらく、購読中止のお電話も残念ながら入ってきます…）、グラフを多用して、わかりやすいものを作成し、4月下旬に読者2万人に送付します。

日常が大変で政治に目を向けられない人、政治に関心を持っていても、まさか日本が戦争なんてと思っている人も多いと思います。しかし、無関心を装っていれば、いつか自分の身に降りかかることを歴史が教えてくれます。

取り返しのつかない事態になる前に、大切な子どもたちを絶対に戦場に送らないために、今が正念場だと思います。



3000万署名で対話運動を！学習運動を！ 三多摩市民アクションが経験交流会



2月27日、「安倍9条改憲NO！三多摩市民アクション」主催の「3000万署名運動 経験交流会」が立川市で開かれました。参加者62名。司会進行は杉本正巳さん。

はじめに、呼びかけ人の五十嵐仁さんから、追い込まれつつある安倍首相の焦りといら立ち、改憲論議が進むにつれて高くなってきたハードル等の情勢の報告と署名を中心に世論を変えていかなければならない課題が話されました。つづいて、立川、府中、八王子、

日野、あきる野、小金井、東大和、羽村、三鷹、稲城の10地域と都教組、三多摩春闘共闘会議、三

多摩法律事務所（自由法曹団）の3団体の報告がありました。

3000万というのは各地域・団体当たりにしても今までにやったことのない数であり、いろいろな工夫が必要で、それぞれががんばっていることが分かる交流会になりました。ほとんどの地域・団体が今までにやったことのない目標の数を設定し、また、チラシや資料を作ったり、キックオフ集会や憲法カフェを開いたり工夫をしています。一人何筆という目標を掲げているところはいくつもありました。定期的な駅頭宣伝や団地作戦など個別訪問に力を入れ、相手を選ばずやろうと、そして一人一人との対話が大事とがんばっている様子が報告されました。署名は、話をするよいツールであるという報告も。9条をめぐる現況は複雑な状況にあるので、学習をし、歴史に学び、3000万人学習運動と考へ、今急速にやらなければと訴えられました。

まとめと行動提起に立った、事務局の山口真美弁護士は、9条改正案を国会に出させない、発議をさせないためには、私たちが多数派を形成することが大事。最終的に決めるのは世論である、そして、世論づくりの武器になるのは、3000万署名である、と。「継続は力なり」で、3000万の対話運動、学習運動をお互い工夫しながら進めていきましょうと結ばれました。これからの活動に、お互い刺激になり、勉強になり、励みになった経験交流会になりました。（市民アクション・事務局 星）



（東京革新懇ニュースより）

3000万人署名達成めざし学習・経験交流会にご参加ください。

自衛隊を憲法に書き加えることについて、各種世論調査によれば国民の意見は分かれており、その危険性は充分伝わっているとは言えません。9条に自衛隊を明記することが何をもちたらすのか。安倍9条改憲を基にした自民党改憲素案が決定されたいま、改めて認識を深め、3000万署名（団支部の目標5万）達成のための運動をどう進めるか、各事務所の経験交流をまじえて考えたいと思います。各事務所からの御参加をお願い致します。

- （日時） 4月24日 午後4時～6時
午後2時から幹事会終了後
（場所） 文京シビックセンター内 区民会議室
5階会議室C

緊急報告：「自民党改憲素案を斬る」

田中隆団員（改憲阻止対策本部 本部長代行）

団本部改憲阻止対策本部が現在取りまとめを進めている緊急発行予定の自民党改憲案を批判する意見書のエッセンスを語っていただきます。

経験交流：各事務所から3000万署名の取り組みについての報告をいただき、5月末の最終集約に向け、目標を達成するための経験交流を図ります。



理化学研究所による無期転換逃れの雇止め ～雇止めを撤回した理研、どうしても雇止めがしたい理研～

東京法律事務所 平井 康太

1 理研、無期転換逃れを図る

国民の多額の税金が投入されている日本を代表する研究機関たる理化学研究所（以下「理研」といいます。）において、無期転換申込権の発生を免れるために 345 人の雇止めをしようとする事態が生まれました。

理研の雇止めに関する概略を説明しますと、理研では、2016年3月24日に就業規則を変更して、2013年4月1日から5年間しか契約をしないことを決めました。つまり、この就業規則からすれば、2018年3月31日に雇止めされることになり、労働契約法18条が適用され始めた2013年4月1日から数えて契約期間が5年間を超えないため、無期転換申込権は発生しないこととなります。

あまりにも露骨な無期転換逃れであったため、科学技術産業労働組合協議会（以下「科労協」といいます。）と理化学研究所労働組合（以下「理研労」といいます。）は、上記雇止めの撤回を求めて理研と何度も団体交渉を行いました。

しかし、理研は雇止めの撤回には応じないばかりか、組合の質問にも誠実に答えられないため、こちらも法的手段を採ることになりました。

2 理研へのプレッシャー

まず、科労協と理研労は、東京都の労働委員会に対して、不当労働行為の救済の申し立てを行いました。雇止めの対象には組合員以外も多く含まれていることから、不当労働行為意思の関係で不利益取り扱いとして争うことは困難なため、雇止め自体を直接の審理対象にはできませんが、紛争の根本に無期転換逃れの雇止めがあることを強調し、労働委員会に対し、雇止め問題の抜本的解決への協力を求めました。

また、国会議員の協力もありました。2018年2月1日、田村智子議員が、国会で理研での大量雇止め問題を追及し、安倍首相も「無期転換を意図的に避ける目的の雇止めは望ましくない。無期転換への対応が円滑に行われるように適切に対応してまいりたい」と述べるに至りました。

さらに、理研内で裁判説明会を行いました。訴訟を提起できる状態にすること自体が理研に対するプレッシャーになると考えたためです。

このように、協力しながら理研にプレッシャーをかけて行きました。

3 理研、雇止めを撤回

裁判説明会の直後に行われた理研と理研労の交渉の中で、突如、就業規則を変更する前から採用されていた労働者については、就業規則の更新上限規定の適用を除外して雇止めを撤回すると理研が表明しました。弁護団・科労協・理研労で2月26日に記者会見を行い、その後、祝勝会を行いました。

記者会見では、この雇止めの撤回の知らせを聞いて、叫んで喜ぶ労働者もいたという話も聞きました。労働者のこの喜びは、今回の雇止めがどれほど理不尽なものであったかを物語っています。

4 どうしても雇止めがしたい理研

私たち弁護団と科労協・理研労は、理研が発表したとおりに雇止めの撤回が行われれば、和解に

より都労委の手続を終了させて、残った問題については団体交渉によって解決していく予定でした。

しかし、理研は、最近になって、突然、雇止めを撤回した労働者の一部に対して、3月31日で雇止めをすると通告してきました。進行中の問題であるため、詳細は述べませんが、組合の要求どおりに雇止めの撤回をしたことが理研にとってよほど不本意であったのでしょうか。何としても雇止めを強行して組合の言いなりのままでは終わらせないという理研の強い執念を感じます。

理研には日本を代表する研究機関としてふさわしい対応を求めます。

「ニュース女子」沖縄基地番組での人権侵害 を認めるBPO・放送人権委員会の決定

台東協同法律事務所 金 竜介

1 BPO 人権侵害委員会の決定

TOKYO MX（東京メトロポリタンテレビジョン(株)）の『ニュース女子』が2017年1月2日に放送した「沖縄・高江ヘリパッド問題 今はどんな状況になっている」は、高江でヘリパッドの建設に反対する住民を『テロリスト』『犯罪者』とし、のりこえねっと（ヘイトスピーチとレイシズムを乗り越える国際ネットワーク）共同代表の辛淑玉さんを名指ししてテロ行為、犯罪行為の『黒幕』だとする番組であった。放送後に辛淑玉さんが放送倫理・番組向上機構（BPO）に人権侵害の申立をして同機構の放送人権委員会で審理が行われていた。

3月8日、BPOの放送人権委員会は、辛淑玉さんの名誉毀損を認め、人権侵害であると勧告する決定をした（勧告は最も重い決定）。同番組については、2016年12月14日に倫理検証委員会が放送倫理違反との意見書を公表しており、これに続いてさらに明確に人権侵害を認めたのである。

BPOのヒアリングに対し、TOKYO MX側は、辛淑玉さんが「のりこえねっと」を主宰する者で沖縄の基地問題にも取り組んでいるという事実を摘示するものに過ぎず、申立人の社会的評価を低下させるものではない、また、申立人が基地反対運動の「黒幕である」とか、基地反対運動参加者に「日当」を出しているとの内容ではないし、仮にそのような内容であり、それが社会的評価を低下させるとしても、公共性のあるテーマについて公益目的で行われた放送で、その内容は真実であるから名誉毀損にはあたらないと主張していた。

これに対し、BPOは、基地反対運動が過激で犯罪行為を繰り返すものと描かれており、これを受けて辛淑玉さんの名前が「のりこえねっと」のチラシに記載されていることに言及しつつ、辛さんが日当を基地反対運動参加者に支給しているとの出演者の発言やテロップ、ナレーションを重ねて流し、これらの放送内容を総合して見ると、本件放送は「申立人は過激で犯罪行為を繰り返す基地反対運動を職業的にやってきた人物でその『黒幕』である」、「申立人は過激で犯罪行為を繰り返す基地反対運動の参加者に5万円の日当を出している」との事実を摘示しているものと認められ、それらは申立人の社会的評価を低下させるものと言えると明確に認定したのである。

現在、この勧告を受けて侵害された人権回復の措置をTOKYO MXに要請している。

2 制作会社の責任

本番組は、DHC テレビジョン（株式会社DHCの100%子会社）が制作したものである。BPO

は、日本民間放送連盟の加盟社と NHK 以外に意見を言う権限はない。そのため DHC テレビジョンは、人権侵害と認定された本番組を今でもネットで放送し続けている。

同社が非を認めないため、訴訟を含めた法的措置を検討せざるをえない状況である。

3 東京にいる私たちの責務

放送直後から TOKYO MX の本社前では、「沖縄への偏見をあおる放送をゆるさない市民有志」による 30 回を超える抗議活動が行われ続けた。「東京都民の税金も使っている放送局を、立ち直らせたい、見守って公正な報道のできる局にしたい、そういった思いでやっている」との声をテレビ局は真摯に受け止めるべきである。

この問題は沖縄の問題ではなく東京に住む私たちの問題である。今後も私たちの責務を全うすべくあらゆる行動を続けたい。

はじめまして～新入団員自己紹介～

ネット右翼予備軍から自由法曹団員へ

旬報法律事務所 高橋 寛

東京合同の福井団員という由緒正しい自由法曹団員の後の自己紹介で恐縮ですが、私の自己紹介をさせていただきます。今回は私が団員となるに至った経緯についてお話いたします。私の話が少しでも将来の団員を増やす手掛かりになれば幸いです。

私は、漫画やアニメが好きだったこともあり、中学生の終わり頃からちょくちょくネットサーフィンをしていました。いわゆる「ネット右翼」という存在は、私が中学生だった頃から既に存在しており、数は多くないもののブログなどで右翼的な言論を目にすることは珍しくありませんでした。ネットの情報に触れる中で、私の考え方も、だんだんと右寄りの考え方になっていきました。「憲法9条は廃止して日本も軍隊を持つべきだ」「貧困問題や派遣切りは自己責任だ」そんなふうな考えを次第に、発信はしないまでも、やんわりと持つようになっていったのです。

しかし、大学生の頃に団員の先生と出会ったことで、私の考えは徐々に変わっていきました。

当時、私が所属していたサークルでは、年に1回、社会科見学のような感じで城北法律事務所への事務所訪問をしていました。当時の事務所訪問担当だった津田二郎団員（城北）から薬害イレッサ訴訟の傍聴や活動見学に誘われた私は、せっかくだからと思いその活動に参加することにしました（私が大学生だった当時、薬害イレッサ訴訟が東京地裁・大阪地裁に係属していました）。薬害イレッサ訴訟の傍聴に参加し、原告さんや過去の薬害被害の当事者（薬害肝炎、薬害スモンなど）のお話を聞いたことで、私は、「自己責任で片付けられない問題があるんだ」「こんなひどいことは二度と起こしてはいけない」と思うようになっていきました。また、訴訟支援をきっかけに、憲法の価値を守る、社会的に弱い立場に置かれて苦しんでいる人の手助けをするということにも徐々に興味を持っていきました。その後、ロースクールの頃に青法協に入って活動をし、司法試験合格後、今に至ります。

このように、私の考えや人生は、一つの出会いをきっかけに大きく方向転換しました。

世の中には、昔の私のようにネットから得た偏った考えに影響されている人や憲法の価値を護るこ

とに興味がない人が少なくないと思います。残念なことではありますが、「護憲」と聞くだけで身構えたり避けたりしてしまう人がいることも否定できません（特に改憲反対の街宣でチラシを配っている時などに感じます）。そのような人たちが突如として憲法の価値に目覚めたり、現政権に批判的になったりするというのはあまり多くないことだと思います（当然ですが、改憲反対の街宣やチラシ配りの意味を否定するものではありません）。

しかし一方で、私が薬害問題をきっかけに考えを改めていったのと同じように、共感しやすくりアルで身近な問題への出会いをきっかけにして、反対の考えを持つ人や興味を持たない人たちの考えを徐々に変えていくことはできるのではないのでしょうか。

今後とも、自由法曹団員として、憲法を護り、理不尽な困難に直面している人を助ける活動に励むのはもちろん、少しでも多くの人に変わるきっかけを提供できるように頑張っていきたいです。

3・28 自由法曹団東京支部街頭宣伝

3月28日午後6時から、有楽町交通会館前で、安倍改憲 NO!・森友真相徹底説明・東京都迷惑防止条例反対を訴える該当宣伝をおこないました。参加者は18名。ビラは、わずか一時間で350枚まきました。

弁士に立った野澤幹事長は、「憲法を変えるには本当に国のことを考える真摯さが必要。安倍政権にはそれがない。森友問題で、国有財産を投げ売りするような行為を許して何ら反省しない政権に真摯さのかけらもない。この国を守るといっても、国有財産を投げ売りする政権にその資格はない。」と道行く人に訴えました。

ビラを受け取った人の中には、「森友問題は本当にひどい、日本の民主主義が根底から崩され、恐ろしいですね」などという話す人もいました。

東京支部は憲法改悪阻止に向け今後も宣伝行動をおこなっていきます。



新任のご挨拶

幹事長 野澤 裕昭

弁護士になってすでに31年。振り返れば常に改憲との戦いの連続だったような感じがします。私が常に戦ってきたという意味ではありません。権力側が、常に改憲を試み、団はこれに対抗してきた。その団の一員でいたという意味です。安倍晋三という私と同じ年に生まれた男が、不思議なことに、私と真逆の立場で改憲を目指している。彼が憲法9条改憲などという不思議な考えに執着する理由は、彼の権力が、戦前の旧支配勢力を基盤においているからでしょう。旧態依然たるその本性をバブル経済政策の外皮で装い、国民の一時的支持を集めてきました。しかし、絶対的と思われた彼の権力は、当然のこととして劣化を招き、その本性が露わになりました。その命脈は尽きつつあります。この安

倍氏の野望を打ち砕くことは、自民党の中の旧支配勢力層への打撃となり、憲法だけでなく、日本の歴史を大きく前進させることになると思います。

自由法曹団は、その重要な役割を果たさなければなりません。そう思います。今回、団のその重要な役割を果たすための一助になればという思いで戦線復帰することにしました。

支部総会で若手団員の力には目覚ましいものがあることを実感しました。中堅、ベテラン、長老団員は、若手を育て、支え、この団の重要な役割を果たしていくために頑張らなければならないと思います。そんな気持ちでおります。支部団員の皆さん、2年間、よろしく願いいたします。

事務局次長 大住 広太

2018年2月総会から東京支部事務局次長に就任しました大住です。皆様どうぞよろしくお願いいたします。新人としての自己紹介を支部ニュースに投稿したのがつい先日のように感じています。

自由法曹団では、総会や5月集会、東京支部のサマーセミナーなどで大変勉強をさせていただきました。自分だけの力では届かない議論に参加させてもらったり、各地、それぞれの事務所での団員の取り組みを共有することで元気をもらったりしてきました。また、私自身、取り組みを発言させていただくことで、自信にもつながりました（最初は、なぜ皆そんなに発言したがるんだろうと思っていましたが、今ではわかるような気がします。）これからは、皆さんにそう感じていただけるように次長として頑張っていきたいと思います。

私は弁護士になって4年目になりますが、その間に安保法制、盗聴法、共謀罪等、国民、市民の自由を制約する悪法が強硬的に採決され、東京都では築地移転問題、オリンピック問題、迷惑防止条例の改悪等、様々な問題が生じています。今年はこれらに加え、改憲問題、労働法制改悪問題、など、さらに課題は増えていくことと思います。

これら一つ一つの問題に対し、真摯に向きあい皆さんと議論つつ、東京だからこそ生じる問題、東京だからこそできることに取り組んでいきたいと思います。東京支部をさらに盛り上げ、楽しく活動できるように頑張りますので、引き続きご指導、ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局次長 齊藤 彰

台東協同法律事務所の齊藤彰（サイトウ アキラ）と申します。今年度から、東京支部の事務局次長に就任いたしました。私が担当する分野は、労働・貧困の分野です。

今年は、「働き方改革」一括法案の国会提出や成立に向けた動きが活発化し、労働法制の重要な局面を迎えることとなります。「働き方改革」一括法案は、残業上限を設けることによる過労死の合法化、残業代を認めない高度プロフェッショナル制度、正社員と非正規労働者との間の格差固定化など、数多くの問題を抱える法案です。そのような問題を抱えた法案を通すことは、労働条件を更に悪化させ、労働者の権利を不当に制限することになるため、必ず阻止しなければなりません。東京支部としても、現状の「働き方改革」一括法案の国会提出や成立を阻止するために、様々な方策を尽くさなければならないと考えております。

今年は非常に重要な年になりますが、そのような時期に労働分野の事務局次長に就任したことは、重責である一方、強いやりがいも感じております。私に事務局次長の職が務まるのか不安ですが、職務を全うできるよう全力を尽くすつもりです。今後とも宜しく願い致します。

3 月幹事会議事録

1 国内外情勢

ア 国際情勢

- ・朝鮮半島情勢 南北首脳会談、米朝首脳会談の開催決定、4 月安倍訪米 日本が取り残される危険？
- ・トランプ政権 不安定性増大。相次ぐ重要閣僚の辞任・解任 保護主義貿易（対中、対日）
- ・米朝首脳会談が失敗すれば情勢が悪化する危険も。

イ 国内情勢

- ・森友文書問題で安倍内閣の支持率急落。第2次安部政権発足後最低の支持率。
- ・働き方改革法案も未だ提出できず。
- ・3月25日自民党大会 安倍9条改憲で強引に押し切る。しかし、条文案がまとまらず、党内の求心力が弱まっている。公明も消極的。
- ・森友問題の陰で軍拡予算可決（自民、民進合意）
- ・佐川前国税庁長官の証人喚問は予想通り証言拒否、しかし官邸、麻生大臣、昭恵夫人の関与はないと言い切った。気を引き締めて運動を継続しないと逃げられてしまうのではないか。関与がなかったとする根拠を示すことはできなかったため、今後も理財局に調査を進めさせるとのこと。

ウ 3月以降の情勢の変化により、安倍内閣の基盤が揺らぎ、改憲日程に大幅な狂いが出るなど一気に情勢が流動化。

2 憲法

ア 自民党大会（25日）

改憲推進本部のやり方に、取りまとめの段階で強引さに異論。森友の問題があるなかで党内からも慎重論がでてくる。

改憲案決定（たたき台素案、4項目）

①9条2項を残し、9条の2を追加し「必要な自衛の措置を取ることを妨げず」、「そのための実力組織として自衛隊を保持」と明記。「必要最小限度」の文言を削除し、「必要な自衛の措置」で限定のない集団的自衛権を認める方向、②緊急事態条項、③参院選の合区解消、④教育充実

イ 国民世論

- ・安倍政権の下での改憲反対 51.4%（共同 19 日）、9 条改憲反対 51%（朝日 19 日）
- ・9 条加憲について、賛成と反対が分かれる。

ウ 団支部の取り組み、課題

- ・4月中に5万人署名実現のための意見・経験交流会を行う。
- ・新年の事務所の挨拶、機関紙に同封したものの返信があつてから増えたが、その後の伸びが良くない。南部事務所は、再度郵送して電話かけも行なっている。東京事務所も再度郵送、電話かけも行っていく。
- ・どの他団体も苦戦している。全戸に配布しておいて、日曜日に訪問して取りに行くということをしている団体も多い。

・切迫した情勢だということは、以前よりは伝わっているのではないかと。

3 都政

ア 迷惑防止条例

3/5 国民救援会東京、団支部共催の学集会を契機に運動発展

・3/15 国民救援会東京、団支部、東京地評で記者会見、3/19 警察消防委員会で全会派が異例の質疑、3/27 つどいに 65 名参加、会派要請に 20 数名参加

・マスコミ、ネットで船尾団員、団支部の意見書が注目され、大きな力を発揮。

・29 日本会議採決で共産のほか、生活者ネット、維新？が反対する見通し

→運動の急速な広がりには貢献できたのは評価できる。32 の都道府県で同じような条例が出されている。

イ 団支部の取り組み、課題

引き続き、ファックスなどで 29 日本会議まで会派要請を継続する。

4 労働・貧困関係

ア 働き方改革関連法案

・2/28 安倍首相、データねつ造疑惑から裁量労働制を改正案から削除することを表明

・経済四団体が失望表明

安保法制、特定秘密法、共謀罪など対決法案での強引な国会運営で労働時間法制を後回しにしてきたつけがでている（日経）

イ 森友問題が加わりさらに遅れる可能性。政権のダメージになっている。

・森友問題が落ち着いた後、動き始めるのではないかと。まだ、国会へは出ていない。公明党が労働時間の把握義務を入れるという修正を求めるようなので、さらに遅れるのではないかと。今も通達には労働時間の把握義務があるが、実情は把握できていない。

ウ 団支部の取り組み、課題。

3月23日院内集会、今後学習会等あれば FAX ニュース等で参加の呼びかけをしていく。

5 原発問題

・3/23 福島地裁いわき支部 213 人に 6 億 1000 万（東電）

・3/16 東京地裁 原発避難者集団訴訟 42 人に 5900 万（国と東電に）

・3/15 京都地裁 原発避難者訴訟 110 人に 1 億 1000 万（国と東電に）

・2/7 東京地裁 南相馬の住民訴訟 321 人に 11 億円（東電に）

・賠償額が低廉。中間指針に法的拘束力はないといいつながらそれにとらわれている感がある。

6 沖縄

ア 情勢

・3/8 BPO（放送倫理・番組向上委員会）「ニュース女子」の名誉毀損認める。東京 MX テレビによる辛淑玉氏に対する名誉毀損の人権侵害を認め、再発防止を勧告。番組終了へ。

イ 団支部の取り組み、課題

秋の知事選挙に向けて東京で何が出来るかという視点から継続して取り組む

7 教育関係

中学校の道徳教科書の採択に向けて集会の予定あり。展示会に行き、意見を書いてくるよう支部団員へ呼びかけることになるのではないかと。

8 刑事司法・弾圧関係

9 その他の都政問題

- ・築地市場の豊洲移転問題

◎受動喫煙防止条例、青少年保護育成条例の改正等

- ・オリンピック村用地売却をめぐる住民訴訟
- ・都市計画道路特定整備路線の問題（板橋（大山）・北（志茂）などで訴訟の取り組み）
- ・横田基地関連
- ・オスプレイ配備問題
- ・都立病院の独法化→自治体が担ってきた事業について民営化、都立病院。地方独立行政法人法改正などのアウトソーシング。利益の出る所、出ない所で差が出てきて、労働条件の低下、サービスの低下につながる。特に、いつまでという目処のあるものではないが、今後注視していく必要がある。

【当面の予定】

- 総がかり行動実行委員会・全国市民アクション主催 安倍内閣は総辞職を!!国会正門前大行動

日時：4月14日（土）14:00～

場所：国会正門前

- オスプレイ配備反対10月集会開催宣言・院内集会

日時：4月16日（月）13:30～15:30

場所：衆議院第一議員会館B1階大会議室

主催：オスプレイ反対東京連絡会

- 当たり前の社会を考えるシンポジウム 貧困・格差の現場から

日時：4月20日（金）18:30～

場所：北とぴあ さくらホール

コーディネーター 本田由紀（東京大学教授）

シンポジスト 前川喜平（元文部科学事務次官）

雨宮処凛（作家・活動家）

赤石千衣子（NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長）

山崎一洋（下野新聞真岡総局長 子どもの希望取材班デスク）

主催：安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合

- 2018 平和のいのちと人権を！ 5・3 憲法集会

日時：5月3日（木）イベントは11:00～ 集会は13:00～ パレードは15:00頃から（予定）

場所：有明臨海防災公園

主催 2018 平和のいのちと人権を！ 5・3 憲法集会実行委員会

全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特徴 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

<保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、職種級別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

満年齢	対象期間	
	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

【② 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

<保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

満年齢	支払対象外期間	対象期間: 70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年			
		372日		737日	
		男性	女性	男性	女性
25歳～29歳		993	875	949	843
30歳～34歳		1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳		1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳		2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳		3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳		4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳		6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳		6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F

TEL: 03 (3405) 8661

<引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒100-8965 東京都千代田区麹町3-7-3

TEL: 03 (3593) 5112

(SJ13-08976、平成25年11月11日)